債務整理チェックシート

|  |
| --- |
| 借り入れの経過、希望、懸念事項等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 管財事件の判定 | 備考 |
| 財産の価額による判断 | 　□①から⑦までのいずれかが２０万円以上①預貯金1  約 万円　②保険契約解約返戻金　　□無・□有➡約 万円③居住用家屋以外の敷金等返還請求権　　　　　　　　　　　　□無・□有➡約 万円④退職金債権の８分の１　□無・□有➡約 万円⑤自動車２　□無・□有➡約 万円　登録年　　年　　月　□ハイブリット車・□排気量2500を超え・□電気自動車⑥家財道具その他の動産３ □貴金属等高価な動産等　□無・□有➡約 万円　　１０万円以上で処分できる見込みを基準⑦債権、有価証券その他の財産権３　　　　　　　　　　　　□無・□有➡約 万円　　□現金、預貯金４の合計額が３３万円を超える場合　　　　　　　　　　　　□無・□有➡約 万円 | 1：申立直前の給与・年金を原資とする普通預金を除く。２：登録から５年を経過した自動車については、相当な価値があることが類型的にうかがわれるもの（ハイブリッド車、電気自動車、外国製自動車、排気量2500CCを超えるものなど）を除き、価額を０円とみなすことができる。３：差押えを禁止されているものを除く。４：申立直前の給与・年金を原資とする普通預金も含む。 |
| 事件の類型による判断 | 次の①から⑤までに該当する場合、原則として管財事件ただし、破産管財人による調査・換価を要しないことが破産手続開始申立て段階の資料のみから明らかである場合５を除く。□　①法人代表者及び個人事業者型　　債務者が法人代表者の地位にあり、若しくは過去６にその地位にあった場合、又は現に個人事業を営んでおり、若しくは過去に営んでいた場合□　②不動産型破産財団に不動産がある場合　A：住宅ローンの残高　約 万円　B:固定資産評価額　　約 万円　　　オーバーローンの場合：（A÷B）＞１．３　➡　旧基準では原則同時廃止　（A÷B）＜１．３　➡　査定書を提出□　③資産調査型債務者の資産状況（資産の存否や価額及びその取得や処分の経緯等）や負債増大の経緯等が明らかでない場合　□　④否認対象行為調査型否認権の行使の対象となる行為が存在する可能性がある場合□　⑤免責調査型免責の許否を判断するのに、管財人による免責不許可事由の有無又は裁量免責の可否についての調査を要する場合 | ５：具体例②の不動産型については、不動産の実勢価格や被担保債権額、売却の難易等を考慮する。④否認対象行為調査型については、現有の破産財団がなく、かつ財団から逸失している財産があっても否認権行使によって回収すべき財産がないことが、破産手続開始申立て段階の資料のみから明らかである場合など。６：旧基準では過去３年以内事業に関する補足説明書の提出については、従来どおり、債務者が直近3年間で事業をしている場合に提出 |
| 判定 | □同時廃止　□管財事件　□現時点では不確定 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 備考 |
| 自動車 | □所有権留保の有無　□無・□有➡自動車が引き上げられる可能性についてクライアントに伝えておく。□下記を参考にして鍵を預かる必要性の有無を検討　□無・□有　管財事件でかつ換価が見込まれる　換価不要でも有効な任意保険に入っていない |  |
| 弁護士費用等 | 積立：月額　　　　万円　　　　年　　月まで |  |
| 受任通知 | 発送時期：□速やかに・□（　　　　　　）　　　 |  |